

サービス利用契約書(案)

- 1 業務名 施設予約サービス提供業務
- 2 利用期間 令和7年10月1日から令和12年9月30日まで
- 3 利用金額 月額金 ●●●●円/設備
(うち消費税額及び地方消費税の額 金●●円)
上記の消費税額及び地方消費税の額は、消費税法(昭和63年法律第108号)第28条第1項及び第29条並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。
- 4 契約保証金 ●●
- 5 対象設備 別紙の対象設備一覧のとおり

利用者●●●(以下「甲」という。)とサービス提供者●●●(以下「乙」という。)とは、各々の対等な立場における合意に基づいて次の条項により施設予約サービス提供業務について契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(総則)

第1条 乙は、頭書の利用金額(以下「利用料」という。)をもって、頭書の利用期間に、頭書のサービス(以下「サービス」という。)を提供しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、翌年度以降において甲の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、甲及び乙は、この契約を解除するものとする。

3 前項の規定による契約の解除により、甲又は乙に損害が生じる場合は、当該損害の賠償について、甲乙協議して決定するものとする。

(サービスレベル合意書)

第2条 サービスの内容や提供範囲、品質、運営ルール等を明確化するため、別添の業務仕様書(以下「仕様書」という。)及び乙の令和●年●月●日付け提案書に基づき、サービスの提供内容等に関する細目を定め、別途サービスレベル合意書(以下「SLA」という。)を締結する。

(権利義務譲渡の禁止)

第3条 甲及び乙は、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく、この契約により発生する権利及び義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

(再委託等の禁止)

第4条 乙は、甲があらかじめ書面により承認した場合を除き、サービスの提供に係る業務を、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、前項の規定による甲の承認を受けた上で、サービスの提供に係る業務の委託を行う場合、委託先の業務の実施について、自らが業務を行った場合と同様の責任を負うものとする。

(サービスの利用)

第5条 甲は、乙が指定したものを除き、サービスを利用する権利を許諾されるものであり、サービスに関する一切の知的財産権を取得するものでないことを承諾するものとする。

(利用料の支払)

第6条 乙は、甲に対し、サービスの提供を行った月の翌月に前月分の利用料を支払請求書により請求し、甲は、乙の適正な支払請求書を受領した日から30日以内に乙に当該利用料を支払うものとする。(月払いによる例 月払い、年払い等の支払方法は、各会員等と個別に協議すること)

2 甲が前項に定める期間内に乙に対して利用料を支払わないときは、甲は、当該期日の翌日から支払日までの日数に応じ、未払額につき年2.5パーセントの割合で計算した金額を遅延利息として乙に支払うものとする。ただし、その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(サービスの停止)

第7条 乙は、仕様書に定める内容にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、サービスの提供の全部又は一部を停止することができるものとする。

- (1) 戦争、テロ行為、騒乱、暴動、致死的な伝染病の流行その他第三者による加害行為により提供が不能となったとき。
- (2) データセンターの保守、工事その他のやむを得ない事由があるとき。
- (3) 通信回線の役務を提供する電気通信事業者（乙を除く。）が、当該回線に係る電気通信業務を停止したとき。

2 前項の場合において、乙は、サービスが停止される時期及びその期間を甲に対して通知するものとする。

3 乙は、甲につき次の各号の事由が生じたときは、サービスの提供を停止できるものとする。

- (1) 甲が利用料の支払を遅滞したとき。
- (2) 甲がこの契約に違反したとき。
- (3) 甲の責めに帰すべき事由により乙の業務に著しい支障を来し、又はそのおそれがあるとき。

4 前項の場合において、乙は、甲に対して、事前にサービスの提供を停止する日、その期間及び理由を通知するものとする。

(サービスの廃止)

第8条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には、サービスの全部又は一部を廃止することができるものとする。なお、廃止日をもってこの契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

- (1) 前条第1項第1号に規定する事由によりサービスを提供できない場合
- (2) サービス用設備に供される機器又はソフトウェアについて、当該機器又はソフトウェアの保守サービスを受けることができなくなった場合

(契約の解除)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、何らの催告を要せずこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 重大な過失又は背信行為があった場合
- (2) 仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立ての対象となった場合
- (3) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- (4) 公租公課の滞納処分を受けた場合
- (5) 役員等が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していることが判明した場合
- (6) その他この契約を継続しがたい重大な事由が発生した場合

2 乙は、甲が利用料の支払を停止した場合、甲に重大な過失若しくは背信行為があった場合又はその他この契約を継続しがたい重大な事由が発生した場合は、何らの催告を要せずこの契約の全部又は一部を解約することができる。

3 甲又は乙は、相手方がこの契約に違反し（仕様書に定める個々の作業の遅滞を生じさせるこ

とを含む。)、相当期間を定めて催告をした後も、当該違反が是正されない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(損害賠償)

第10条 甲及び乙は、この契約の実施に関し、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合は、相手方に、その損害の賠償を請求することができる。

(契約終了後の処理)

第11条 甲及び乙は、この契約が終了し、又は解除した場合、相手方の指定したものを除き、相手方から提供を受けた本サービスの利用に係る資料をこの契約の終了後速やかに相手方に返還するものとする。

(禁止事項)

第12条 甲は、サービスの利用に関し、次の行為を行わないものとする。

- (1) 第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (2) 第三者の財産、プライバシー又は肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (3) 第三者を差別し、誹謗中傷し、その名誉又は信用を毀損する行為
- (4) 第三者の設備等又はインターネット接続サービス用設備の利用若しくは運用に支障を与える行為、又はそのおそれのある行為
- (5) 法令、条例等に違反する行為又は公序良俗に反する行為
- (6) 前各号のほか、甲又は乙がサービスの利用に不相当と判断した行為

2 乙は、甲が前項各号に該当した場合、当該行為を中止するよう甲へ要求できるものとし、甲がこれに応じない場合には、サービスの利用を停止することができるものとする。

(個人情報の保護)

第13条 乙は、委託業務を実施するための個人情報の取扱いについては、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

(合意管轄裁判所)

第14条 この契約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、岡山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(その他)

第15条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義を生じた事項については、必要に応じて甲乙協議の上定めるものとする。

この契約の締結を証するため本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲

乙

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等関係法令の規定に従い個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(責任体制の整備)

第2 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者等の届出)

第3 乙は、この契約による個人情報の取扱いに係る作業責任者、作業従事者及び作業場所を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業責任者、作業従事者又は作業場所を変更する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならないこと、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(教育の実施)

第5 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識その他この契約による業務のうち個人情報を取り扱うもの（以下「個人情報取扱業務」という。）を適切に実施するために必要な事項に関する教育及び研修を作業責任者及び作業従事者全員に対して実施しなければならない。

(収集の制限)

第6 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(個人情報の適正管理)

第7 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該個人情報の適正な管理のため、次に定めるところにより、その管理を行わなければならない。

- 一 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室する者の管理が可能な保管室で厳重に当該個人情報を保管すること。
- 二 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、当該個人情報が記録された資料等を作業場所から持ち出さないこと。
- 三 当該個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- 四 甲の指示又は承諾がある場合を除き、甲から提供された個人情報が記録された資料等を複製し、又は複写しないこと。

- 五 当該個人情報を電子データで保管する場合は、当該電子データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録された電子データの正確性について、定期的に点検すること。
- 六 当該個人情報を管理するための台帳を整備し、当該個人情報の利用者、保管場所その他の当該個人情報の取扱いに関する状況を当該台帳に記録すること。
- 七 作業場所に、私用のパソコン、記録媒体その他私用の物を持ち込ませないこと。
- 八 当該個人情報を利用する作業を行うパソコンに、当該個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないソフトウェアをインストールしないこと。

(利用及び提供の制限)

- 第8 乙は、甲の指示又は承認がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- 2 乙は、甲乙間の個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行い、甲から個人情報を提供された場合は、甲に当該個人情報の預り証を提出しなければならない。

(再委託)

- 第9 乙は、甲の承認がある場合を除き、個人情報取扱業務を第三者に再委託してはならない。
- 2 乙は、個人情報取扱業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報、再委託先における個人情報の取扱いの安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、あらかじめ書面により再委託する旨を甲に申請し、その承認を得なければならない。
 - 3 前項の規定により個人情報取扱業務の一部を再委託する場合は、乙は、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
 - 4 乙は、再委託先との契約において、甲及び乙の再委託先に対する管理及び監督の方法及び方法を具体的に定めなければならない。
 - 5 乙は、再委託先に対して、再委託した個人情報取扱業務の実施状況を管理し、及び監督するとともに、甲の求めに応じて、管理及び監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

- 第10 乙は、個人情報取扱業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、当該労働者に個人情報取扱業務を適正に実施するために必要な義務を遵守させなければならない。
- 2 前項に規定する場合において、乙は、甲に対して、当該労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の返還又は廃棄)

- 第11 乙は、この契約による業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報及び当該個人情報が記録された資料等は、業務完了後、甲の指示に基づいて甲に返還し、廃棄し、又は個人情報を消去しなければならない。
- 2 乙は、第1項の規定による資料等の廃棄又は個人情報の消去に際し、甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
 - 3 乙は、第1項の規定により資料等を廃棄する場合は、当該資料等を物理的に破壊する等記録された個人情報を判読し、復元することができないように確実な方法で廃棄しなければならない。

4 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合は、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報を判読し、復元することができないように確実に消去しなければならない。

(点検の実施)

第12 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに甲に報告しなければならない。

(監査及び検査)

第13 甲は、個人情報取扱業務について、第1から第14までの規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを検証し、及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

2 甲は、前項に規定する目的を達するため、乙に対して必要な情報の提供を求め、又は個人情報取扱業務の実施に関して必要な指示をすることができるものとし、乙は、これに従わなければならない。

(事故時の対応)

第14 乙は、この契約による業務に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、当該事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容及び件数並びに当該事故の発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 甲は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第15 甲は、乙が第1から第14までに定める義務を履行しない場合は、この契約に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第16 乙の故意又は過失の有無を問わず、乙がこの契約の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。